茶業振興法案の概要

背景

我が国において
①茶業が地域産業として重要な地位を占めている
②日常の喫茶の習慣や茶道など茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民が豊かで健康的な生活を送る上で茶が重要な役割を担っている

にもかかわらず

近年、生活様式の多様化その他の茶をめぐる諸情勢の変化により茶業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっている

茶業振興基本方針（国が策定）

① 茶の需要の長期見通し
② ①の長期見通しに即した栽培面積その他茶の生産の目標　等

→ **茶業振興計画**
（都道府県が茶業振興基本方針に即して策定）

茶園経営計画

（茶を栽培する農業者（茶の加工施設を設置する農業者を含む）が単独又は共同で作成）

都道府県知事が茶業振興計画に照らして認定

茶園経営計画に関する援助

➢国・都道府県による合理的な茶園経営の基盤の確立のために必要な援助
（改植の実施のための援助、茶の加工施設の整備

資金の貸付け

➢日本政策金融公庫等による茶園経営計画を実施するために必要な資金の貸付け

茶の生産及び出荷の安定に関する措置

〇生産出荷安定指針（国が策定）
（需給が著しく不均衡な年について策定）
〇生産出荷安定指針に関する援助
国・都道府県による生産出荷安定指針に協力する茶生産者等に対する必要な援助

茶の生産者の経営の安定等のための措置

〇都道府県による基金の設置等
（生産出荷安定指針に協力する茶生産者等に対する援助、茶の特性及び地域の実情に応じたきめ細かな措置等）
〇国による基金に充てるための資金補助

茶業の健全な発展のための諸施策

- 栽培等の状況に関する情報の提供
- 加工及び流通の合理化に対する支援
- 品質の向上の促進
- 新用途への利用の促進
- 消費の拡大
- 輸出の振興
- 国民の理解と関心の増進

茶業の健全な発展

茶業振興法案要綱

第一　目的

この法律は、我が国において、茶業が地域産業として重要な地位を占めているとともに、日常の喫茶の習慣や茶道など茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民が豊かで健康的な生活を送る上で茶が重要な役割を担っているにもかかわらず、近年、生活様式の多様化その他の茶をめぐる諸情勢の変化により茶業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっていることにかんがみ、茶の需要の動向に即応して計画的に茶業の振興を図るための措置及びこれに関連して合理的な茶園経営の基盤を確立するための措置並びにこれらに併せて茶の生産及び出荷の安定を図るための措置並びに茶の生産者の経営の安定のための措置等を定めることにより、茶業の健全な発展に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

第二　茶業振興基本方針

一　農林水産大臣は、政令で定めるところにより、茶業の振興を図るための基本方針（以下「茶業振興基本方針」という。）を定めなければならないこと。

二　茶業振興基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとすること。

①　茶業の振興に関する基本的な事項

②　茶の需要の長期見通し

③　②の長期見通しに即した栽培面積その他茶の生産の目標

④　栽培に適する自然的条件に関する基準

⑤　近代的な茶園経営の基本的指標

⑥　茶の加工及び流通の合理化に関する基本的な事項

⑦　その他必要な事項

三　農林水産大臣は、二の②の長期見通し及び③の栽培面積その他茶の生産の目標を定めるため必要があるときは、関係都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができること。

四　農林水産大臣は、茶業振興基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならないこと。

五　農林水産大臣は、茶業振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

六　農林水産大臣は、茶の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、茶業振

興基本方針を変更するものとすること。

七　三から五までは、茶業振興基本方針の変更について準用すること。

（第二条及び第三条関係）

第三　都道府県の茶業振興計画

一　都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における茶業の振興を図るための計画（以下「茶業振興計画」という。）を定めることができること。

二　茶業振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、茶業振興基本方針の内容に即するものでなければならないこと。

①　茶業の振興に関する方針

②　栽培面積その他茶の生産の目標

③　その区域の自然的経済的条件に応じた近代的な茶園経営の指標

④　土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

⑤　茶の加工及び流通の合理化に関する事項

⑥　その他必要な事項

三　都道府県知事は、茶業振興計画を定めようとするときは、農林水産省令で定める茶業に関する団体及び茶業に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと。

四　都道府県知事は、茶業振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、公表しなければならないこと。

五　三及び四は、茶業振興計画の変更について準用すること。

（第四条及び第五条関係）

第四　茶園経営計画

一　茶園経営計画

1　第三の四による提出があった茶業振興計画に係る都道府県の区域内において茶を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者（茶の加工施設を設置し、又は設置しようとする農業者を含む。二の1において同じ。）は、単独で又は共同して、政令で定めるところにより、茶園経営計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その茶園経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることがで

きること。

2　1の茶園経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。

①　農業経営の現状

②　農業経営の改善目標

③　②の改善目標を達成するためとるべき措置

④　その他農林水産省令で定める事項

3　都道府県知事は、1の認定を受けたい旨の請求があった場合において、その茶園経営計画に係る事項が次の要件のすべてを満たすときは、当該茶園経営計画が適当である旨の認定をするものとすること。

①　2の②の改善目標が農林水産大臣の定める基準に適合すること。

②　2の③の措置が合理的な茶園経営の基盤の確立を図るために必要かつ適当なものであること。

③　①及び②のほか、当該茶園経営計画が茶業振興計画の内容に照らし適当と認められるものであること。

④　当該茶園経営計画の達成される見込みが確実であること。

（第六条及び第七条関係）

二　茶園経営計画に関する援助

1　都道府県は、その区域内において茶を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者に対し、茶園経営計画の作成のために必要な助言及び指導その他の援助を行うように努めるものとすること。

2　国及び都道府県は、茶園経営計画につき一の3の認定を受けた者に対し、当該認定に係る茶園経営計画の達成のために必要な助言及び指導、改植の実施のための援助、茶の加工施設の整備等のための援助その他の合理的な茶園経営の基盤の確立のために必要な援助を行うように努めるものとすること。

（第八条関係）

三　資金の貸付け

株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、茶園経営計画につき一の3の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の定めるところにより、当該認定に係る茶園経営計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うものとすること。

（第九条関係）

第五　茶の生産及び出荷の安定に関する措置

一　生産出荷安定指針

1　農林水産大臣は、茶の需要の動向及び生産の状況からみて需給が著しく均衡を失すると見込まれる年について、茶の生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体（以下「茶生産者等」という。）に対する茶の安定的な生産及び出荷を図るための指針（以下「生産出荷安定指針」という。）を定めるものとすること。

2　生産出荷安定指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、茶業振興基本方針の内容に即するものでなければならないこと。

①　対象とする期間

②　茶の安定的な生産及び出荷の目標

③　②の目標を達成するために必要な措置に関する基本的な事項

3　農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めようとするときは、関係都道府県知事及び食料・農業・

農村政策審議会の意見を聴かなければならないこと。

4　農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

5　3及び4は、生産出荷安定指針の変更について準用すること。

（第十条関係）

二　生産出荷安定指針に関する援助

国及び都道府県は、一の4により生産出荷安定指針が公表されている場合において、当該生産出荷安定指針に協力する茶生産者等その他の者に対し必要な援助を行うように努めるものとすること。

（第十一条関係）

三　勧告

農林水産大臣又は都道府県知事は、一の4により生産出荷安定指針が公表されている場合において、茶生産者等による茶の生産又は出荷が、茶の安定的な生産及び出荷に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該茶生産者等に対し、必要な勧告をすることができること。

（第十二条関係）

第六　茶の生産者の経営の安定等のための措置

一　都道府県は、茶の生産を行う者の経営の安定を図るとともに茶業の健全な発展に資するため、第五の二の生産出荷安定指針に協力する茶生産者等に対する援助その他の茶の生産を行う者の経営の安定を図るための措置その他茶の特性及び地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、必要に応じ、これらの措置に要する費用に充てるための基金の設置その他の措置を講ずるものとすること。

二　国は、予算の範囲内において、一の基金に充てるための資金を補助することができること。

（第十三条関係）

第七　茶業の健全な発展のための諸施策

一　栽培等の状況に関する情報の提供

国及び都道府県は、茶業の健全な発展に資するため、茶の栽培、加工、集荷、貯蔵、販売等の状況を調査し、これらに関し必要な情報を提供するように努めるものとすること。

（第十四条関係）

二　加工及び流通の合理化

国及び都道府県は、茶業の健全な発展に資するため、茶を栽培する農業者、茶の加工の事業を行う者、茶の販売の事業を行う者等の間の有機的な連携への支援、茶の加工の事業を行う者に対する加工施設の整備等のための援助その他茶の加工及び流通の合理化のために必要な措置を講ずるように努めるものとすること。

（第十五条関係）

三　品質の向上の促進

国及び都道府県は、茶業の健全な発展に資するため、茶の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、茶を栽培する農業者、茶の加工の事業を行う者等による茶の品質の向上に向けた取組への支援その他の茶の品質の向上を促進するために必要な施策を行うように努めるものとすること。

（第十六条関係）

四　新用途への利用の促進

国及び都道府県は、茶業の健全な発展に資するため、茶が様々な効用を有していることを踏まえた茶の新用途への利用に関する情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他の茶の新用途への利用を促進するために必要な施策を行うように努めるものとすること。

（第十七条関係）

五　消費の拡大

国及び都道府県は、茶業の健全な発展に資するため、茶の消費の拡大に関し必要な施策を積極的に行うように努めるものとすること。

（第十八条関係）

六　輸出の振興

国及び都道府県は、茶業の健全な発展に資するため、輸出の振興に関し必要な施策を積極的に行うように努めるものとすること。

（第十九条関係）

七　国民の理解と関心の増進

国及び都道府県は、我が国において日常の喫茶の習慣や茶道など茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民が豊かで健康的な生活を送る上で茶が重要な役割を担っていることを踏まえ、茶業の健全な発展に資するため、茶の効用その他の茶に関する知識の普及、茶を活用した食育の推進その他の茶に関する国民の理解と関心を深めるために必要な施策を積極的に行うように努めるものとすること。

（第二十条関係）

第八　報告の徴収

農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、茶の栽培、加工、集荷、貯蔵、販売等の事業を行う者又はこれらの者の組織する団体から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告を徴することができること。

（第二十一条関係）

第九　施行期日等

一　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附則第一条関係）

二　その他所要の規定の整備を行うこと。

茶業振興法（案）

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　茶業振興基本方針等（第二条―第五条）
第三章　茶園経営計画（第六条―第九条）
第四章　茶の生産及び出荷の安定に関する措置（第十条―第十二条）
第五章　茶の生産者の経営の安定等のための措置（第十三条）
第六章　茶業の健全な発展のための諸施策（第十四条―第二十条）
第七章　雑則（第二十一条・第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国において、茶業が地域産業として重要な地位を占めているとともに、日常の喫

茶の習慣や茶道など茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民が豊かで健康的な生活を送る上で茶が重要な役割を担っているにもかかわらず、近年、生活様式の多様化その他の茶をめぐる諸情勢の変化により茶業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっていることにかんがみ、茶の需要の動向に即応して計画的に茶業の振興を図るための措置及びこれに関連して合理的な茶園経営の基盤を確立するための措置並びにこれらに併せて茶の生産及び出荷の安定を図るための措置並びに茶の生産者の経営の安定のための措置等を定めることにより、茶業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章　茶業振興基本方針等

（茶業振興基本方針）

第二条　農林水産大臣は、政令で定めるところにより、茶業の振興を図るための基本方針（以下「茶業振興基本方針」という。）を定めなければならない。

2　茶業振興基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　茶業の振興に関する基本的な事項

二　茶の需要の長期見通し

三　前号の長期見通しに即した栽培面積その他茶の生産の目標

四　栽培に適する自然的条件に関する基準

五　近代的な茶園経営の基本的指標

六　茶の加工及び流通の合理化に関する基本的な事項

七　その他必要な事項

3　農林水産大臣は、前項第二号の長期見通し及び同項第三号の栽培面積その他茶の生産の目標を定めるため必要があるときは、関係都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4　農林水産大臣は、茶業振興基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5　農林水産大臣は、茶業振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（茶業振興基本方針の変更）

第三条　農林水産大臣は、茶の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、茶業振興基本方針を変更するものとする。

２　前条第三項から第五項までの規定は、茶業振興基本方針の変更について準用する。

（都道府県の茶業振興計画）

第四条　都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における茶業の振興を図るための計画（以下「茶業振興計画」という。）を定めることができる。

２　茶業振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、茶業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。

一　茶業の振興に関する方針

二　栽培面積その他茶の生産の目標

三　その区域の自然的経済的条件に応じた近代的な茶園経営の指標

四　土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

五　茶の加工及び流通の合理化に関する事項

六　その他必要な事項

３　都道府県知事は、茶業振興計画を定めようとするときは、農林水産省令で定める茶業に関する団体及び

茶業に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4　都道府県知事は、茶業振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

（茶業振興計画の変更）

第五条　前条第三項及び第四項の規定は、茶業振興計画の変更について準用する。

第三章　茶園経営計画

（茶園経営計画）

第六条　第四条第四項の規定による提出があった茶業振興計画に係る都道府県の区域内において茶を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者（茶の加工施設を設置し、又は設置しようとする農業者を含む。第八条第一項において同じ。）は、単独で又は共同して、政令で定めるところにより、茶園経営計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その茶園経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2　前項の茶園経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　農業経営の現状

二　農業経営の改善目標

三　前号の改善目標を達成するためとるべき措置

四　その他農林水産省令で定める事項

（都道府県知事の認定）

第七条　都道府県知事は、前条第一項の認定を受けたい旨の請求があった場合において、その茶園経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてを満たすときは、当該茶園経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

一　前条第二項第二号の改善目標が農林水産大臣の定める基準に適合すること。

二　前条第二項第三号の措置が合理的な茶園経営の基盤の確立を図るために必要かつ適当なものであること。

三　前二号に規定するもののほか、当該茶園経営計画が茶業振興計画の内容に照らし適当と認められるものであること。

四　当該茶園経営計画の達成される見込みが確実であること。

（茶園経営計画に関する援助）

第八条　都道府県は、その区域内において茶を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者に対し、茶園経営計画の作成のために必要な助言及び指導その他の援助を行うように努めるものとする。

２　国及び都道府県は、茶園経営計画につき前条の認定を受けた者に対し、当該認定に係る茶園経営計画の達成のために必要な助言及び指導、改植の実施のための援助、茶の加工施設の整備等のための援助その他の合理的な茶園経営の基盤の確立のために必要な援助を行うように努めるものとする。

（資金の貸付け）

第九条　株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、茶園経営計画につき第七条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の定めるところにより、当該認定に係る茶園経営計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

第四章　茶の生産及び出荷の安定に関する措置

（生産出荷安定指針）

第十条　農林水産大臣は、茶の需要の動向及び生産の状況からみて需給が著しく均衡を失すると見込まれる年について、茶の生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体（以下「茶生産者等」という。）に対する茶の安定的な生産及び出荷を図るための指針（以下「生産出荷安定指針」という。）を定めるものとする。

2　生産出荷安定指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、茶業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。

一　対象とする期間

二　茶の安定的な生産及び出荷の目標

三　前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的な事項

3　農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めようとするときは、関係都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4　農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、生産出荷安定指針の変更について準用する。

（生産出荷安定指針に関する援助）

第十一条　国及び都道府県は、前条第四項の規定により生産出荷安定指針が公表されている場合において、当該生産出荷安定指針に協力する茶生産者等その他の者に対し必要な援助を行うように努めるものとする。

（勧告）

第十二条　農林水産大臣又は都道府県知事は、第十条第四項の規定により生産出荷安定指針が公表されている場合において、茶生産者等による茶の生産又は出荷が、茶の安定的な生産及び出荷に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該茶生産者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第五章　茶の生産者の経営の安定等のための措置

第十三条　都道府県は、茶の生産を行う者の経営の安定を図るとともに茶業の健全な発展に資するため、第十一条の規定による生産出荷安定指針に協力する茶生産者等に対する援助その他の茶の生産を行う者の経営の安定を図るための措置その他茶の特性及び地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、必要に応じ、これらの措置に要する費用に充てるための基金の設置その他の措置を講ず

るものとする。

２　国は、予算の範囲内において、前項の基金に充てるための資金を補助することができる。

第六章　茶業の健全な発展のための諸施策

（栽培等の状況に関する情報の提供）

第十四条　国及び都道府県は、茶業の健全な発展に資するため、茶の栽培、加工、集荷、貯蔵、販売等の状況を調査し、これらに関し必要な情報を提供するように努めるものとする。

（加工及び流通の合理化）

第十五条　国及び都道府県は、茶業の健全な発展に資するため、茶を栽培する農業者、茶の加工の事業を行う者、茶の販売の事業を行う者等の間の有機的な連携への支援、茶の加工の事業を行う者に対する加工施設の整備等のための援助その他茶の加工及び流通の合理化のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（品質の向上の促進）

第十六条　国及び都道府県は、茶業の健全な発展に資するため、茶の品質の向上に関する研究開発の推進及

びその成果の普及、茶を栽培する農業者、茶の加工の事業を行う者等による茶の品質の向上に向けた取組への支援その他の茶の品質の向上を促進するために必要な施策を行うように努めるものとする。

（新用途への利用の促進）

第十七条　国及び都道府県は、茶業の健全な発展に資するため、茶が様々な効用を有していることを踏まえた茶の新用途への利用に関する情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他の茶の新用途への利用を促進するために必要な施策を行うように努めるものとする。

（消費の拡大）

第十八条　国及び都道府県は、茶業の健全な発展に資するため、茶の消費の拡大に関し必要な施策を積極的に行うように努めるものとする。

（輸出の振興）

第十九条　国及び都道府県は、茶業の健全な発展に資するため、輸出の振興に関し必要な施策を積極的に行うように努めるものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第二十条　国及び都道府県は、我が国において日常の喫茶の習慣や茶道など茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民が豊かで健康的な生活を送る上で茶が重要な役割を担っていることを踏まえ、茶業の健全な発展に資するため、茶の効用その他の茶に関する知識の普及、茶を活用した食育の推進その他の茶に関する国民の理解と関心を深めるために必要な施策を積極的に行うように努めるものとする。

第七章　雑則

（報告の徴収）

第二十一条　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、茶の栽培、加工、集荷、貯蔵、販売等の事業を行う者又はこれらの者の組織する団体から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告を徴することができる。

（権限の委任）

第二十二条　この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（農業信用保証保険法の一部改正）

第二条　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項」を「、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた者又は茶業振興法（平成二十二年法律第　　号）第六条第一項」に改める。

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第三条　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）」を「、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び茶業振興法（平成二十二年法律第　　号）」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第四条　株式会社日本政策金融公庫法の一部を次のように改正する。

別表第一第八号の下欄のニ及びホ中「果樹」の下に「又は茶」を加える。

別表第四第一号２の貸付金の種類の欄中「果樹」の下に「又は茶」を加える。

別表第五第一号の貸付金の種類の欄中「もの又は果樹」の下に「、茶」を加え、同号１の貸付金の種類の欄中「又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた果樹園経営計画」を「、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた果樹園経営計画又は茶業振興法（平成二十二年法律第　　号）第六条第一項の認定を受けた茶園経営計画」に改め、同号２の据置期間の欄中「果樹」の下に「又は茶」を加え、同表第五号の貸付金の種類の欄中「果樹」の下に「若しくは茶」を加える。

理　由

我が国において、茶業が地域産業として重要な地位を占めているとともに、日常の喫茶の習慣や茶道など茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民が豊かで健康的な生活を送る上で茶が重要な役割を担っているにもかかわらず、近年、生活様式の多様化その他の茶をめぐる諸情勢の変化により茶業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっていることにかんがみ、茶業の健全な発展に寄与するため、茶の需要の動向に即応して計画的に茶業の振興を図るための措置及びこれに関連して合理的な茶園経営の基盤を確立するための措置並びにこれらに併せて茶の生産及び出荷の安定を図るための措置並びに茶の生産者の経営の安定のための措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、約百五十億円の見込みである。

◎茶業振興法案新旧対照表

○農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（業務の範囲） 第八条　基金協会は、次の業務を行う。 一　会員たる農業者等（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証 イ　農業近代化資金 ロ　農業改良資金 ハ　就農支援資金 ニ　イからハまでに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金 二　第二条第二項第一号に掲げる農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を併せ行うものに限る。）が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて農業者等に対する貸付けを行つた場合、当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証債務（以下「特定債務」と	（業務の範囲） 第八条　基金協会は、次の業務を行う。 一　会員たる農業者等（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証 イ　農業近代化資金 ロ　農業改良資金 ハ　就農支援資金 ニ　イからハまでに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金 二　第二条第二項第一号に掲げる農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を併せ行うものに限る。）が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて農業者等に対する貸付けを行つた場合、当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証債務（以下「特定債務」と

いう。）の保証

三　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の五の認定を受けた者、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた者又は茶業振興法（平成二十二年法律第　　号）第六条第一項の認定を受けた者（次項において「認定農業者」と総称する。）であつてその区域内に住所を有するものに対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務

2　基金協会は、特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その区域外に住所を有する認定農業者に対し前項第三号に規定する資金の貸付けを行う融資機関に対して同号に掲げる業務を行うことができる。

いう。）の保証

三　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の五の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた者（次項において「認定農業者」と総称する。）であつてその区域内に住所を有するものに対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務

2　基金協会は、特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その区域外に住所を有する認定農業者に対し前項第三号に規定する資金の貸付けを行う融資機関に対して同号に掲げる業務を行うことができる。

○食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（権限） 第四十条　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。 ２　審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。 ３　審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定	（権限） 第四十条　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。 ２　審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。 ３　審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定

に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び茶業振興法（平成二十二年法律第　　号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。	に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一（第十一条関係）	別表第一（第十一条関係）
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
農林漁業者	農林漁業者
〔略〕	〔略〕
八	八
農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。） イ　農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ　農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。）の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金	農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。） イ　農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ　農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。）の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金

ハ　農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの

ニ　果樹又は茶の植栽又は育成に必要な資金（果樹又は茶の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。）

ホ　果樹又は茶以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの（以下「指定永年性植物」という。）の植栽又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。）

ヘ　家畜の購入又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。）

ト　農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定する

ハ　農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの

ニ　果樹の植栽又は育成に必要な資金（果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。）

ホ　果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの（以下「指定永年性植物」という。）の植栽又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。）

ヘ　家畜の購入又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。）

ト　農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定する

もの

チ　農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの

リ　造林に必要な資金

ヌ　森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金

ル　林道の改良、造成又は復旧に必要な資金

ヲ　林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの

ワ　林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であって主務大臣の指定するもの

カ　漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

ヨ　漁船の改造、建造又は取得に必要な資金

タ　漁業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの

レ　漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い

もの

チ　農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの

リ　造林に必要な資金

ヌ　森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金

ル　林道の改良、造成又は復旧に必要な資金

ヲ　林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの

ワ　林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であって主務大臣の指定するもの

カ　漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

ヨ　漁船の改造、建造又は取得に必要な資金

タ　漁業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの

レ　漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い

		必要な資金であって主務大臣の指定するもの ソ　漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ツ　製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ネ　農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ナ　イからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金（当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。）であって主務大臣の指定するもの	〔略〕	〔略〕	〔略〕

別表第四（第十二条関係）

		必要な資金であって主務大臣の指定するもの ソ　漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ツ　製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ネ　農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ナ　イからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金（当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。）であって主務大臣の指定するもの	〔略〕	〔略〕	〔略〕

一　別表第一第八号に掲げる資金			
1　農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金	年七分	二十五年	十年
2　果樹又は茶の植栽に必要な資金	年八分	二十五年	十年
3～・　〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
二～五　〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

別表第五（第十二条関係）

貸付金の種類	利率	償還期限	据置期間
一　効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、その農業経営を一体として、総合的かつ計画的に農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善を図るために必要な次に掲げる資金であって、別表第一第八号の下欄の			

一　別表第一第八号に掲げる資金			
1　農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金	年七分	二十五年	十年
2　果樹の植栽に必要な資金	年八分	二十五年	十年
3～・　〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
二～五　〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

別表第五（第十二条関係）

貸付金の種類	利率	償還期限	据置期間
一　効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、その農業経営を一体として、総合的かつ計画的に農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善を図るために必要な次に掲げる資金であって、別表第一第八号の下			

イからハまで、ト、チ若しくはナに掲げるもの又は果樹、茶若しくは指定永年性植物の植栽若しくは育成若しくは家畜の購入若しくは育成に必要なもの				
1　当該資金に係る農業経営の改善が農業経営基盤強化促進法第十二条第一項の認定を受けた農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の五の認定を受けた経営改善計画、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた果樹園経営計画又は茶業振興法（平成二十二年法律第　　号）第六条第一項の認定を受けた茶園経営計画に従って図	年三分五厘	二十五年	十年	

欄のイからハまで、ト、チ若しくはナに掲げるもの又は果樹若しくは指定永年性植物の植栽若しくは育成若しくは家畜の購入若しくは育成に必要なもの				
1　当該資金に係る農業経営の改善が農業経営基盤強化促進法第十二条第一項の認定を受けた農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の五の認定を受けた経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた果樹園経営計画に従って図られるものである場合における当該資金	年三分五厘	二十五年	十年	

られるものである場合における当該資金			
2　1に掲げる資金以外のものであって主務大臣の指定するもの	年　五分（別表第一第八号の下欄のロに掲げる資金については、年三分五厘）	二十五年	三年（果樹又は茶の植栽又は育成に必要なものについては、十年）
二～四　〔略〕	〔略〕		
五　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十七条又は過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二十六条に規定する資金に該当する次に掲げる資金であって、別表第一第八号の下欄のヨ、ネ若しくはナに掲げるもの又は果樹若しくは茶の植栽若しくは育成、指定永年性植物の植栽若しく			

2　1に掲げる資金以外のものであって主務大臣の指定するもの	年　五分（別表第一第八号の下欄のロに掲げる資金については、年三分五厘）	二十五年	三年（果樹の植栽又は育成に必要なものについては、十年）
二～四　〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
五　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十七条又は過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二十六条に規定する資金に該当する次に掲げる資金であって、別表第一第八号の下欄のヨ、ネ若しくはナに掲げるもの又は果樹の植栽若しくは育成、指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購			

は家畜の購入に必要なもののうち、主務大臣の指定するもの			
1　2に掲げる資金以外のもの	年　五分（据置期間中は、年四分五厘）	二十五年	八年
2　当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金	年　六分五厘（別表第一第八号の下欄のネに掲げる資金については、年七分五厘）	二十五年	八年

入に必要なもののうち、主務大臣の指定するもの			
1　2に掲げる資金以外のもの	年　五分（据置期間中は、年四分五厘）	二十五年	八年
2　当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金	年　六分五厘（別表第一第八号の下欄のネに掲げる資金については、年七分五厘）	二十五年	八年